

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | |
|--|--|--|
| 改定前 | 改定後 | 備考 |
| <p>札幌市交通局週休2日試行工事要領</p> <p>令和2年(2020年)3月11日 交通事業管理者決裁</p> <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 週休2日による工期設定を行った工事。 ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 ※週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものである。</p> <p>(略)</p> <p>(実施における留意事項)</p> <p>第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績</p> | <p>札幌市交通局週休2日試行工事要領</p> <p>令和2年(2020年)3月11日 交通事業管理者決裁 令和3年(2021年)2月4日 一部改正</p> <p>(略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下、「現場閉所(現場休息)率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第3条 この要領は、週休2日試行工事の設定を行った工事を対象とする。 なお、対象工事の選定にあたっては、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(実施における留意事項)</p> <p>第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績</p> | <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更 追加 追加</p> <p>変更 変更</p> <p>変更</p> |

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | |
|---|---|---|
| 改定前 | 改定後 | 備考 |
| <p>評定において減点等の措置は行わない。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行うものとする。 ※休日の確認書類として工事月報以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。</p> <p>7 営繕工事において一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施することとする。</p> <p>8 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。 【工事別の補正対象経費】 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費</p> <p>9 週休2日の履行が確認できた試行工事は、工事成績評定において加点評価を行う。 (その他)</p> <p>第6条 受注者は、試行工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和2年(2020年)4月1日以後に告示される工事から適用する。</p> | <p>評定において減点等の措置は行わない。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所(現場休息)日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行うものとする。 ※休日の確認書類として工事月報以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。</p> <p>7 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。 【工事別の補正対象経費】 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費</p> <p>8 週休2日の履行が確認できた試行工事は、工事成績評定において加点評価を行う。 (その他)</p> <p>第6条 受注者は、試行工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和3年(2021年)3月1日以後に告示される工事から適用する。</p> | <p>追加</p> <p>削除</p> <p>変更、追加</p> <p>変更</p> <p>変更、削除</p> <p>変更</p> |

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | 備考 |
|--|--|----------------------------------|
| 改定前 | 改定後 | |
| 別紙-1 | 別紙-1 | |
| <p>試行工事実施フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事発注時</p> <p>週休2日試行工事を選定後、入札告示文や特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 (別紙-2 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事契約後</p> <p>※受注者が週休2日による施工を希望する場合 契約後、受注者は週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿等を工事監督員へ提出する。 (別紙-3 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <p>受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿等とともに工事監督員へ提出する。 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-4 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事施工中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、<u>設計変更により工事別に以下の経費の補正を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費 <p style="text-align: right;">(別紙-5 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合はこれに協力する。 ※アンケート調査の依頼については、別途通知する。 ・工事主任の上司は、<u>週休2日による施工の実施について工事成績評定において評価する。</u> <p style="text-align: right;">(別紙-6 参照)</p> </div> | <p>※受注者が週休2日による施工を希望しない場合 通常工事の流れとなる。</p> <p>※受注者が週休2日による施工を希望する場合 通常工事の流れとなる。</p> | |
| | <p>試行工事実施フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事発注時</p> <p>週休2日試行工事を選定後、入札告示文や特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。 (別紙-2 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事契約後</p> <p>※受注者が週休2日による施工を希望する場合 契約後、受注者は週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿等を工事監督員へ提出する。 (別紙-3 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">施工計画書提出時</p> <p>受注者は週休2日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿等とともに工事監督員へ提出する。 工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-4 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事施工中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、対象期間における現場閉所 (<u>現場休息</u>) の状況に応じて、<u>設計変更により工事別に以下の経費の補正を行う。</u> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事：労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費 営繕工事：労務費 <p style="text-align: right;">(別紙-5 参照)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">試行工事完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は<u>アンケート調査に協力する。</u> ・工事主任の上司は、<u>週休2日による施工の実施について工事成績評定において評価する。</u> <p style="text-align: right;">(別紙-6 参照)</p> </div> | <p>追加</p> <p>削除、変更</p> <p>削除</p> |

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | 改定後 | 備考 |
|---|------|--|--|
| 改定前 | 別紙-2 | 改定後 | 別紙-2 |
| <p>1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。</p> <p>「15 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。</p> <p>○ 週休2日試行工事の実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 2. 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。 3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。 8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 9. 分離発注の営繕工事で週休2日に取組むには、予定されている○○工事、○○工事の全ての受注者が週休2日に取組むことについて合意することが必要である。 10. 週休2日を実施したことが認められる場合は、設計変更により工事別に以下の経費の補正を行うものとする。 【土木工事の場合】 現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正する。労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。なお、4週6休に満たない場合は、補正の対象としない。 1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合） 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） | 別紙-2 | <p>1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。</p> <p>「15 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。</p> <p>2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。</p> <p>○ 週休2日試行工事の実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。 2. 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。 3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 6. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 7. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 8. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2) 受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。 9. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 週休2日を実施したことが認められる場合は、設計変更により工事別に以下の経費の補正を行うものとする。 【土木工事の場合】 現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正する。労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。なお、4週6休に満たない場合は、補正の対象としない。 1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上の場合） 2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満） | <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更、追加 追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>追加 追加</p> <p>追加</p> |

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | 改定前 | 改定後 | 備考 |
|----------------|--|---|--|---|
| | | <p>【営繕工事の場合】</p> <p>現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。</p> <p>1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合）補正係数 1.05</p> <p>2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）補正係数 1.03</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）補正係数 1.01</p> <p>11. 「週休2日試行工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>12. その他の事項については、週休2日試行工事要領によるものとする。</p> | <p>【営繕工事の場合】</p> <p>現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。</p> <p>1) 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8日/28日）以上の場合）</p> <p>2) 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率 25%（7日/28日）以上 28.5%未満）</p> <p>3) 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%（6日/28日）以上 25%未満）</p> <p>11. 「週休2日試行工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 なお、アンケートは工事管理室ホームページ（http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html）に掲載している。</p> <p>12. その他の事項については、週休2日試行工事要領によるものとする。</p> | <p>追加</p> <p>追加、削除 追加 削除 追加 削除 変更</p> <p>追加</p> |
| 別紙3～4 (略) | | | 別紙3～4 (略) | |

| 改定前 | 改定後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------------|------------------|--------|--|------------------|------------------|--------|-----|------|------|------|----------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|--|--|---------------|--|--|------------------|------------------|--------|-----|------|------|------|----------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|------|---|
| <p style="text-align: right;">別紙-5</p> <p style="text-align: center;">週休2日試行工事の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>〔土木工事〕</p> <p>1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり</p> <p><現場の閉所状況></p> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合</p> <p><補正係数></p> <table border="1" data-bbox="252 1171 1163 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場の閉所状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補正方法 受注者希望型 (1) 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。 (2) 4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。</p> | | 現場の閉所状況 | | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04 | 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | <p style="text-align: right;">別紙-5</p> <p style="text-align: center;">週休2日試行工事の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>〔土木工事〕</p> <p>1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場閉所（現場休息）の状況ごとの各経費補正率は以下のとおり</p> <p><現場の閉所状況></p> <p>① 4週8休以上 現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所（現場休息）率が25.0%（7日／28日）以上28.5%（8日／28日）未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所（現場休息）率が21.4%（6日／28日）以上25.0%（7日／28日）未満の場合</p> <p><補正係数></p> <table border="1" data-bbox="1537 1129 2448 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場閉所（現場休息）の状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補正方法 受注者希望型 (1) 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。 (2) 4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。</p> | | 現場閉所（現場休息）の状況 | | | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04 | 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> |
| | | 現場の閉所状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現場閉所（現場休息）の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4週6休以上 4週7休未満 | 4週7休以上 4週8休未満 | 4週8休以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労務費 | 1.01 | 1.03 | 1.05 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共通仮設費率 | 1.02 | 1.03 | 1.04 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場管理費率 | 1.03 | 1.04 | 1.06 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

週休2日試行工事要領 対比表

| 改定前 | 改定後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|--|--|--|------|------|------|------|---|-------------|-------------------------------|--|--|------|------|------|------|-------------------------------|
| <p>〔営繕工事〕</p> <p>1 補正係数等</p> <p>週休2日試行工事については、対象期間における現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格等（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p>(1) 複合単価</p> <p>複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現場閉所率</td> <td style="text-align: center;">4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)</td> <td style="text-align: center;">4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)</td> <td style="text-align: center;">4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> </table> <p>(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格</p> <p>市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。</p> <p>【新営工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【全館無人改修の改修の場合（基準単価の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率 <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。</p> <p>【新営工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 <p>【全館無人改修、執務並行改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率 | 現場閉所率 | 4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日) | 4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日) | 4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日) | 補正係数 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | <p>〔営繕工事〕</p> <p>1 補正係数等</p> <p>週休2日試行工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格等（材工単価）の労務費）を補正する。</p> <p>(1) 複合単価</p> <p>複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現場閉所（現場休息）率</td> <td style="text-align: center;">4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日)</td> <td style="text-align: center;">4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日)</td> <td style="text-align: center;">4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> </table> <p>(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格</p> <p>市場単価と補正市場単価は、以下の補正率及び以下の式により算出する。</p> <p>【新営工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 新営補正率 ・補正市場単価 × 新営補正率 <p>【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場単価 × 改修補正率 ・補正市場単価 × 改修補正率 <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。</p> <p>【新営工事の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率 <p>【全館無人改修、執務並行改修の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率 | 現場閉所（現場休息）率 | 4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日) | 4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日) | 4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日) | 補正係数 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | <p>追加</p> <p>追加</p> <p>削除</p> |
| 現場閉所率 | 4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日) | 4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日) | 4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補正係数 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現場閉所（現場休息）率 | 4週8休以上 28.5%以上 (8日/28日) | 4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満 (7日/28日) | 4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満 (6日/28日) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補正係数 | 1.05 | 1.03 | 1.01 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 週休2日試行工事要領 対比表 | | |
|--|--|----|
| 改定前 | 改定後 | 備考 |
| (略) 2 補正方法 受注者希望型 (1) 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。 (2) 4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。 別紙6 (略) | (略) 2 補正方法 受注者希望型 (1) 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所(現場休息)の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。 (2) 4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。 別紙6 (略) | 追加 |